

石川県防災アドバイザー会議設置要綱

(目的)

第1条 激甚化・頻発化する自然災害に備え、石川県の防災対策を一層強化するため、令和6年能登半島地震の教訓などを踏まえた、防災に関する施策の方向性を検討することを目的として、「石川県防災アドバイザー会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 石川県の防災対策の方向性の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、知事が委嘱する石川県防災アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、知事が招集する。

- 2 会議には座長を置き、アドバイザーの互選により選出する。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長が出席できない場合は、座長が指名するアドバイザーがその職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 会議の庶務は、危機管理部危機管理政策課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。